

令和6年4月8日

区立小学校における個人情報書類の紛失について

区立小学校において、都立特別支援学校と区立小学校の児童の交流に関わる書類の紛失がありました。区教育委員会はこのことを重く受け止め、再発防止に向け、個人情報の取り扱いについて厳正を期すことを徹底し、区民の皆様の信頼回復に努めてまいります。

1 経緯

令和6年3月18日（月曜）、当該区立小学校において、令和5年度に実施した都立特別支援学校と区立小学校の児童の交流に関する報告書を作成するため、令和5年6月26日に郵便で收受していた児童1名の交流計画書を確認しようとしたところ、書類が見つからず、紛失が発覚しました。

当該計画書には、児童1名の氏名、性別、在籍する都立特別支援学校名、学年・学級、当該小学校名及び交流計画が記載されていました。

2 原因

校内に届いた郵便物は、受け取った職員が管理職に渡すことになっていましたが、共有の机の上に置いてしまい、管理職に受け渡しが行われませんでした。

3 対応

当該小学校は、紛失発覚後に対象児童及び保護者に対して経緯等を説明し、お詫びしました。なお、計画書は都立特別支援学校から再度送付され、交流の手續に支障はありませんでした。

4 再発防止策

今後このような誤りを起こさないために、当該区立小学校では郵便物を取り扱う職員を指名し、その職員が一括して郵便物を扱うことにより、再発防止に努めてまいります。

また、区教育委員会では、全ての区立幼稚園長、小学校長及び中学校長に対し、個人情報の取り扱いについて、緊張感を持って業務にあたるよう指導してまいります。